別表第1の1中「2,313単位」を「2,323単位」に改め、同1の1の次に次のように加える。

1の2　初回加算	500単位

注　指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を行った場合に、指定地域移行支援の利用を開始した月について、1月につき所定単位数を加算する。

別表第1の4中「(障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る。)」を削り、同1の5注1及び注2中「(体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。)」を削る。

別表第2中「301単位」を「302単位」に、「703単位」を「705単位」に改める。

○厚生労働省告示第百七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十七第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表の1中「1,606単位」を「1,611単位」に、「1,306単位」を「1,310単位」に、「703単位」を「705単位」に、「1,004単位」を「1,007単位」に改め、別表に次のように加える。

3　特定事業所加算	300単位

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所（指定基準第3条に規定する指定特定相談支援事業所をいう。）は、1月につき所定単位数を加算する。

○厚生労働省告示第百七十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表の1中「1,606単位」を「1,611単位」に、「1,306単位」を「1,310単位」に改め、別表に次のように加える。

3　初回加算	500単位

注　指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画（法第6条の2の2第7項に規定する障害児支援利用計画をいう。）を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。

4　特定事業所加算	300単位

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所（指定基準第3条に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。）は、1月につき所定単位数を加算する。

○厚生労働省告示第百七十三号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号の表を次のように改める。

地域区分	支援の種類		割合
一級地	児童発達支援	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	千分の千百十二
		主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七
		指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千百八
			主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七
		指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）又は基準該当児童発達支援事業所（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千
	医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）		主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千百八
	放課後等デイサービス		主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七
	保育所等訪問支援			千分の千百十二
	障害児入所支援	指定福祉型障害児入所施設において行う場合	主として自閉症児を入所させる場合	千分の千百十
			主として盲児を入所させる場合	千分の千九十九
			主として知的障害のある児童を入所させる場合	千分の千百
		指定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千百十二
			当該施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千百十一
			当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千百八
			当該施設に併設する施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千九十九
			主としてろうあ児を入所させる場合	千分の千百十